Go To トラベル事業 (地域共通クーポン)



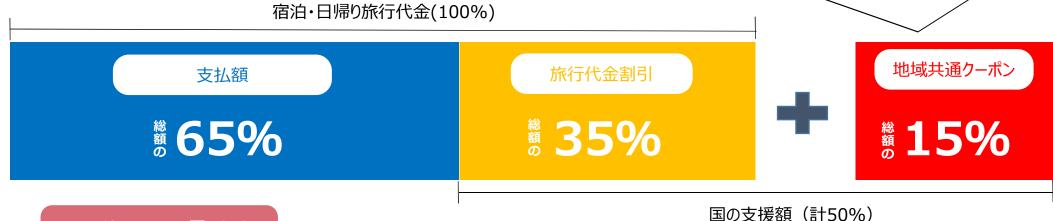
※本資料の内容は、今後の感染状況や、感染症の専門家のご意見、 政府の全体方針等を踏まえて変更することがあります。

Go To トラベル事業の概要

<u>失われた旅行需要の回復</u>や旅行中における<u>地域の観光関連消費の喚起</u>を図るとともに、<u>ウィズコロナ</u> **の時代における「安全で安心な旅のスタイル」を普及・定着**させる。

- 国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の35%を割引(7月22日から開始)
- 加えて、宿泊・日帰り旅行代金の<u>15%</u>相当分の<mark>旅行先</mark>で使える<mark>地域共通クーポン</mark>を付与(10月1日から開始予定)
- 国の支援額(旅行代金割引+地域共通クーポン)は、1人1泊あたり2万円が上限(日帰り旅行は、1万円が上限)
- 連泊制限や利用回数の制限なし

- ・旅行先の都道府県+隣接都道府県の土産物店、飲食店、観光施設、 アクティビティ、交通機関などにおいて、旅行期間中に限って使用可能
- ・1枚1,000円単位で発行する紙クーポン(商品券)と電子クーポン



1人1泊 20,000円の場合



20,000円の 旅行商品を選ぶ STEPS

支払額は13,000円 (旅行代金割引は7,000円)

地域共通クーポンによる還元 3,000円 (旅行代金の15%)

aT EP.S

発行形態 · 券種

発行形態:①紙クーポン

②電子クーポン

※お釣りなし

·発行券種:①紙クーポン : 券種1,000円

②電子クーポン:券種1,000円、2,000円、5,000円

イメージ

①紙媒体のクーポン(商品券)





②電子媒体のクーポン



※ 取扱店舗は、紙クーポン・電子クーポンのいずれか一方のみを取り扱うこととしても構わない。

発行形態·券種

【①紙クーポン】

·発行券種: 券種1,000円

【利用エリア】 旅行会社・宿泊事業者で スタンプを押印

(例) 宿泊地 = 長野県の場合

長野県

群馬県 埼玉県 新潟県 富山県 山梨県 岐阜県 静岡県 愛知県 【偽造防止対策】 <u>隠し文字等</u>

表面



【有効期間】 旅行会社・宿泊事業者で 記入orスタンプを押印

2020.11.3

裏面



発行形態 · 券種

- 【②電子クーポン】 ・発行券種:券種1,000円、2,000円、5,000円
- ① 受取ページへの ログイン
- ② 発行したい券種を選択
- ③ クーポン発行

④取扱店舗のQRコード 読み取り









⑤ 店舗に提示し 決済確認

有効期間

・宿泊旅行の場合: 宿泊日及びその翌日

・日帰り旅行の場合 : 旅行の当日

- ※ <u>地域共通クーポン制度開始日(10月1日)以降に開始する旅行を対象</u>。 旅行代金の割引支援の終了をもって、地域共通クーポンの付与も終了。
- ※ 新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、地域共通クーポンの配布及び利用の全部又は一部を停止することがある。





利用エリア

・宿泊地(日帰り旅行の場合は主たる目的地)の属する都道府県及び当該都道府県に隣接する都道府県

宿泊地(日帰り旅行の場合は主たる目的地)が 福島県 の場合



- ※ 複数の宿泊地を含む旅行の場合にあっては、最初の宿泊地においてすべての地域共通クーポン(最初 の宿泊地の属する都道府県及びその隣接都道府県を利用エリアとするもの)を旅行者に配布する。た だし、旅行業者等が対応できる場合には、宿泊地ごとに分割して配布することができる。
- ※ 各旅行業者等により対応が異なりますので、詳細については各旅行業者等にお問い合わせください。

利用可能店舗

- ・地域共通クーポンの取扱店舗として、Go To トラベル事務局の登録を 受けた店舗(土産物店、飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ、 交通機関等を含む。)
- ・地域共通クーポン取扱店舗かどうかは、店頭など見えやすい場所でのステッカー・ポスター掲示、リストの公式HPでの公表により、旅行者にわかるよう可視化

ステッカー



使用可能なクーポン

(紙・電子)を可視化

地域共通クーポンの利用対象にならない商品・サービス

区分	事例	
(1) 行政機関等 への支払い	 ① 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課 ② 社会保険料(医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等) ③ 宝くじ(ジャンボ宝くじ、toto、BIG等) ④ その他(自治体指定のゴミ袋、公営競技(競馬、競輪、競艇、オートレース)等) ※運送サービスの料金、博物館・美術館の入館料等、行政機関が運営する現業の対価は対象 	
(2) 日常生活 における 継続的な支払い	 ① 電気、ガス、水道、電話料金等 ② NHK放送受信料 ③ 不動産賃料 ④ 駐車場の月極・定期利用料 ※コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象 ⑤ 保険料(生命保険、火災保険、自動車保険等) 	
(3) 換金性の高い ものの購入	① 金券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等)② プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等③ 金融商品(預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等)	
(4) その他	 ① 地域共通クーポンの利用エリア内でサービスが完結しないもの※利用者が利用エリア外に出なければ可(宅配等の配送サービスは対象) ② 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等 ③ 授業料、入学検定料、入学金等 ※アクティビティのガイド料等は対象 ④ 宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金 ⑤ 既存の債務の弁済 ⑥ 各種サービスのキャンセル料 ⑦ 電子商取引 ⑧ 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの ④ 公序良俗に反するもの ⑪ 社会通念上不適当とされるもの ① その他各取扱店舗が指定するもの 	8

旅行・宿泊商品の購入先		発行形態	旅行者に 配布する主体
1旅行業者等	店頭販売	紙	旅行業者等
	WEB 販売等	紙	宿泊施設 (宿泊施設の了承が必要)
		電子	事務局
² 宿泊施設		紙	宿泊施設

① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

店頭販売

・**旅行業者等**が旅行者に**紙クーポン**を配布(旅行代金精算時など)

※ 旅行の申込がキャンセルされた場合等には、旅行業者等の責任において旅行者から 紙クーポンの返還を求める。

(仮に返還が行われない場合には、事務局は当該旅行業者等又は旅行者に対し、当該 紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う。)

① 旅行業者等で旅行の申込をした場合

WEB販売等

- ※取り扱うクーポンの種類は各旅行業者等によって異なりますので、紙クーポン又は電子クーポンのどちらのクーポンが配布されるかについては、各旅行業者等にお問い合わせください。
- i **) 宿泊施設**が旅行者に**紙クーポン**を配布(チェックイン時)



ii) 電子クーポンを配布(旅行日当日)



②宿泊施設に直接宿泊の予約をした場合

宿泊施設が旅行者に**紙クーポン**を配布(チェックイン時)

宿泊施設





旅行者



※ チェックイン後に宿泊内容の変更(例:滞在日数の短縮)があった場合であって地域共通 クーポンの付与枚数が減少する場合には、宿泊施設の責任において旅行者から紙クーポン の返還を求める。

(仮に返還が行われない場合には、事務局は宿泊施設又は旅行者に対し、当該紙クーポンの 金額に相当する金額の請求を行う。)

地域共通クーポンの取扱いに関する留意事項(禁止事項)

地域共通クーポンと現金との交換



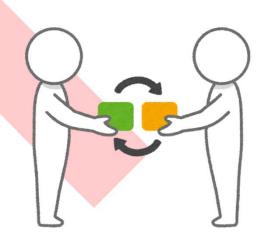
地域共通クーポンで購入した商品の返品の際の返金



券面額以下の利用の場合のお釣りの返却



地域共通クーポンの交換



問い合わせ先

Go To トラベル事業 コールセンター



0570-002-442

受付時間: 10:00~19:00 年中無休

IP電話等からのお問い合わせ先

03-6636-9457

受付時間:10:00~19:00

年中無休

Go Toトラベル事務局公式サイト

▼ 事業者向けサイト

▼ 旅行者向けサイト

https://biz.goto.jata-net.or.jp/

https://goto.jata-net.or.jp/